

○母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

(平成二十年四月一日)

(厚生労働省告示第二百四十八号)

母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を次のように定めたので、告示する。なお、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成十五年厚生労働省告示第百二号)は、廃止する。

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針

目次

はじめに

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

はじめに

1. 方針のねらい

(1) 母子家庭等施策の必要性

我が国の年間離婚件数は、平成14年を最多に減少しているものの、母子家庭及び父子家庭(以下「母子家庭等」という。)、特に母子家庭の増加が顕著である。現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することとなる。

母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多い。また、保育所入所待機児童が今なお都市部で多い中で、就業しても低賃金や不安定な雇用条件等に直面することが多い。さらに、約8割の離婚母子家庭は養育費が支払われていない。こうしたことなどから、その84.5%が就業しているにもかかわらず、平均年収は213万円と低い水準にとどまっているのが現状である。臨時・パートタイムの形態での就労が43.6%となっており、依然としてその割合は高いままである。また、子どもの養育や教育のために収入を増やそうと複数の職場で就業したり、より良い就業の場の確保のために自らの職業能力を高めるなど、懸命な努力をする中で、中にはその努力が結果として健康面での不安を招き生活をより困難にしている場合もある。

こうしたことから、特に母子家庭施策については、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につき、経済的に自立できることが、母本人にとっても、子どもの成長にとっても重要なことであり、就業による自立支援の必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、既に家計の担い手として就業していた場合が多いことから、その平均収入は平成17年で421万円となっている。その一方で、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い。

また、離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、その責務を果たしていくべきことを、社会全体が当然のこととする気運を醸成していくこととともに、更なる養育費確保に向けた取組を推進していく必要がある。

さらに、母子、父子を問わず親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学のみならず、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要とされている。

このように、母子家庭等及び寡婦の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っていることから、引き続き総合的な支援策を推進する必要がある。その際には、施策の実施主体は、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組み、個々の世帯の抱える問題に対し相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな配慮をすることが求められており、そうした観点から、母子寡婦福祉団体やNPO等様々な関係者と緊密に連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の置かれた状況に応じてきめ細かな支援を実施することが重要である。

(2) 母子家庭等及び寡婦福祉対策に関する国の基本方針

我が国における母子家庭等及び寡婦福祉対策は、昭和 27 年に戦争未亡人対策から始まり 50 年以上の歴史を持っているが、母子家庭等及び寡婦を巡る状況の変化に応じて、母子家庭等及び寡婦福祉対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応すべく、平成 14 年 11 月 22 日、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 119 号)が成立した。

平成 14 年の母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)の改正は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いている。離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭等となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就業による自立を支援するため、福祉事務所(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する地方公共団体において、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、児童扶養手当等各種母子家庭等の支援策に関する情報提供、職業能力の開発、就職活動の支援を行う体制を整備しつつ、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開してきている。また、国が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定することとなった。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成 24 年 9 月 14 日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成 24 年法律第 92 号。以下「特別措置法」という。)が成立した。特別措置法第 2 条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

この基本方針は、母子及び寡婦福祉法等、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間

この基本方針の対象期間は、平成 20 年度から平成 26 年度までの 7 年間とする。

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

以下の記述は、特に記載がないものは、厚生労働省の「全国母子世帯等調査(平成 18 年 11 月 1 日現在。ただし、寡婦に関しては平成 15 年 11 月 1 日現在。)」による。

1. 離婚件数の推移等

離婚件数は、昭和 39 年以降毎年増加し、昭和 58 年をピークに減少傾向となったが、平成 3 年から再び増加を始め、平成 14 年には 289,836 件(厚生労働省「人口動態統計」と、過去最高となった。平成 15 年からは再び減少傾向となり、平成 18 年の離婚件数は、257,475 件(厚生労働省「人口動態統計」となっている。

2. 世帯数等の推移

- (1) 総務省の「国勢調査」によると、「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 17 年で 749,048 世帯となっており、平成 12 年の 625,904 世帯と比べ 19.7%増加している。また、「未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)」の数は、平成 17 年で 92,285 世帯となっており、平成 12 年の 87,373 世帯と比べ 5.6%増加している。
- (2) 母子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 9.7%(平成 15 年 12.0%)と減少する一方、生別世帯が 89.6%(平成 15 年 87.8%)と増加している。また、父子世帯になった理由別の構成割合は、死別世帯が 22.1%(平成 15 年 19.2%)と増加する一方、生別世帯が 77.4%(平成 15 年 80.2%)と減少している。
- (3) 寡婦の数は、1,081,900 世帯と推計される。母子世帯における生別世帯の増加を反映して、寡婦においても、生別によるものが 42.3%(平成 10 年 37.0%)となっており、生別の割合が増加している。
- (4) 児童扶養手当の受給世帯については、平成 15 年度末は 871,161 世帯、平成 16 年度末は 911,470 世帯、平成 17 年度末は 936,579 世帯、平成 18 年度末には 955,741 世帯となっており(「厚生労働省福祉行政報告例」、毎年増加している。

3. 年齢階級別状況等

- (1) 母子世帯となった時の母の平均年齢は 31.8 歳(平成 15 年 33.5 歳)で、そのときの末子の平均年齢は 5.2 歳(平成 15 年 4.8 歳)となっている。
母子世帯の母の平均年齢は 39.4 歳(平成 15 年 39.1 歳)で、末子の平均年齢は 10.5 歳(平成 15 年 10.2 歳)となっており、母子とも平均年齢が上がっている。
- (2) 父子世帯になった時の父の平均年齢は 37.4 歳(平成 15 年 38.3 歳)で、そのときの末子の平

均年齢は 6.2 歳(平成 15 年 6.2 歳)となっている。

父子世帯の父の平均年齢は 43.1 歳(平成 15 年 44.1 歳)で、末子の平均年齢は 11.5 歳(平成 15 年 11.9 歳)となっており、父子とも平均年齢が下がっている。

(3) 寡婦の平均年齢は 56.5 歳(平成 10 年 56.3 歳)で、年齢分布としては「60～64 歳」の階層が 35.9%で最も多くなっている。

4. 住居の状況

(1) 母子世帯の持ち家率は、全体で 34.7%、死別世帯が 64.0%、生別世帯が 31.7%となっており、両者に大きな違いが見られる。持ち家以外については、借家 30.4%、公営住宅 15.0%、実家等での同居 7.9%等となっている。

(2) 父子世帯の持ち家率は、58.3%(平成 15 年 57.7%)となっている。持ち家以外については、借家 11.1%(平成 15 年 10.4%)、公営住宅 6.5%(平成 15 年 6.0%)、実家等での同居 18.1%(平成 15 年 19.8%)等となっており、平成 15 年と比べ、あまり大きな変化は見られない。

(3) 寡婦の持ち家率は、60.9%(平成 10 年 59.8%)となっている。持ち家以外については、公営住宅 12.3%(平成 10 年 10.1%)、借家 16.4%(平成 10 年 16.1%)、実家等での同居 4.1%(平成 10 年 4.5%)等となっている。

5. 就業状況

(1) 母子家庭の母の 84.5%(平成 15 年 83.0%)が就業しており、就業している者のうち常用雇用者が 42.5%(平成 15 年 39.2%)、臨時・パート(臨時・パートタイムの形態で就労する者をいう。以下同じ。)が 43.6%(平成 15 年 49.0%)等となっている。母子家庭になる前に就業していた者の割合は 69.3%(平成 15 年 66.9%)(うち常用雇用者 28.7%(平成 15 年 30.3%)、臨時・パート 48.9%(平成 15 年 50.5%))であり、母子世帯になる前に就業していなかった母のうち、75.6%(平成 15 年 73.7%)が現在就業している(常用雇用者 37.7%(平成 15 年 33.9%)、臨時・パート 51.6%(平成 15 年 57.1%))。現在従事している仕事の内容は、事務が 25.2%(平成 15 年 24.3%)、サービス業が 19.6%(平成 15 年 23.7%)となっている。勤務先事業所の規模は、6～29 人のものが最も多く、300 人未満の規模までで全体の約 7 割となっている。

また、母子世帯の母で就業に資する資格を有している割合は、56.9%(平成 15 年 52.2%)と増加しており、「資格が現在の仕事に役立っている」と回答した者の割合も 76.6%(平成 15 年 57.2%)と大きく増加している。

さらに、現在就業している者のうち、33.8%(平成 15 年 34.8%)が転職を希望しているが、その理由は「収入がよくない」が 49.7%(平成 15 年 54.5%)と約半分を占めている。

(2) 父子世帯の父は、父子世帯になる前に就業していた者の割合が 98.0%(平成 15 年 98.4%)とほとんどが就業しており、その後も 97.5%(平成 15 年 91.2%)と大半が就業している。就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が 72.2%(平成 15 年 75.9%)、事業主が 16.5%(平成 15 年 15.1%)、臨時・パートが 3.6%(平成 15 年 1.8%)等となっている。

(3) 寡婦は 68.1%(平成 10 年 66.7%)が就業しており、就業している者を雇用形態別に見ると、常用雇用者が 35.9%(平成 10 年 42.6%)、臨時・パートが 40.0%(平成 10 年 33.9%)等となっている。

6. 収入状況

(1) 母子世帯の平成 17 年の年間の平均収入金額(就労収入、生活保護法(昭和 25 年法律第 144

号)に基づく扶助、児童扶養手当、養育費等すべての収入の金額。以下同じ。)は(平均世帯人員 3.30 人)、213 万円(平成 14 年 212 万円)となっている。

(2) 父子世帯の平成 17 年の年間の平均収入金額は(平均世帯人員 4.02 人)、421 万円(平成 14 年 390 万円)となっている。

7. 養育費の取得状況

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%(平成 15 年 34.0%)となっている。養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 47.0%(平成 15 年 48.0%)と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が 23.7%(平成 15 年 20.6%)、「取決め交渉をしたがまとまらなかった」9.5%(平成 15 年 9.8%)となっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が 19.0%(平成 15 年 17.7%)、受けたことがある者が 16.0%(平成 15 年 15.4%)、受けたことがない者が 59.1%(平成 15 年 66.8%)となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の 1 世帯当たりの平均額は、月額 42,008 円(平成 15 年 44,660 円)となっている。

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係でだれかに相談をした者は、全体の 54.4%(平成 15 年 54.0%)であるが、そのうち相談相手は、親族が 45.9%(平成 15 年 43.2%)で最も多く、次いで家庭裁判所 25.5%(平成 15 年 26.5%)、弁護士 14.1%(平成 15 年 11.4%)、知人・隣人 7.1%(平成 15 年 7.7%)等となっている。

8. 子どもの状況等

(1) 母子世帯における 1 世帯当たりの子ども(20 歳未満)の数は、「1 人」が 54.1%(平成 15 年 55.0%)、「2 人」が 35.6%(平成 15 年 34.7%)となっており、平均 1.58 人(平成 15 年 1.58 人)となっている。

就学状況別に見ると、小学生のいる世帯が 35.2%(平成 15 年 33.2%)で最も多く、その割合が増加している。

小学校入学前の児童のいる母子世帯は全体の 17.1%(平成 15 年 19.2%)となっている。その子どもの養育の状況については、保育所の割合が 65.3%(平成 15 年 62.9%)と最も高く、また、その割合が増加し、親本人、親以外の家族等が養育している割合が減少している。

(2) 父子世帯における 1 世帯当たりの子ども(20 歳未満)の数は、「1 人」が 50.3%(平成 15 年 56.0%)、「2 人」が 38.7%(平成 15 年 33.5%)となっており、平均は 1.62 人(平成 15 年 1.57 人)となっている。

就学状況別にみると、小学生のいる世帯が 31.0%(平成 15 年 32.6%)と最も多く、中学生のいる世帯が 24.1%(平成 15 年 18.9%)、高校生のいる世帯が 21.4%(平成 15 年 21.1%)となっている。

小学校入学前の児童のいる父子世帯は全体の 12.1%(平成 15 年 13.3%)となっている。その子どもの養育の状況については、母子世帯同様、保育所の割合が 46.2%(平成 15 年 60.6%)と最も高いものの、その割合が減少している。

9. その他

(1) 公的制度等の利用状況

母子世帯及び父子世帯ともに、公的制度等を利用する割合はあまり高くない。その中で、比較的利用されているのは、公共職業安定所、市町村福祉関係窓口、福祉事務所である。

また、これまで公的制度等を利用したことがないもののうち、今後利用したい制度として、母子福祉資金が49.5%で最も多く、次いで、自立支援教育訓練給付金事業の39.8%、母子家庭等就業・自立支援センター事業の37.4%等となっている。

(2) 子どもについての悩み

- ① 母子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で55.8%（平成15年50.3%）、女の子で56.9%（平成15年55.9%）とともに最も多く、「しつけ」が男の子で18.9%（平成15年21.8%）、女の子で19.0%（平成15年17.1%）で次いでいる。
- ② 父子世帯の抱える子どもに関する悩みの内容については、「教育・進学」が男の子で53.2%（平成15年40.9%）、女の子で47.1%（平成15年25.8%）とともに最も多く、次いで、男の子では「食事・栄養」が10.6%（平成15年21.5%）、女の子では「しつけ」が18.6%（平成15年28.8%）となっている。

(3) 困っていること

- ① 母子世帯における困っている内容については、「家計」が46.3%（平成15年43.7%）で最も多く、「仕事」18.1%（平成15年22.5%）、「住居」12.8%（平成15年17.4%）の順となっている。
- ② 父子世帯における困っている内容については、「家計」が40.0%（平成15年31.5%）で最も多く、「家事」27.4%（平成15年34.6%）、「仕事」12.6%（平成15年14.2%）の順となっている。
- ③ 寡婦における困っている内容については、「健康」が29.1%と最も多く、次いで「家計」が26.8%となっている。

(4) 相談相手について

相談相手が有りと回答があったのは、母子世帯では76.9%（平成15年80.7%）、父子世帯では59.4%（平成15年50.6%）、寡婦では77.2%となっている。

10. まとめ

(1) 母子世帯及び寡婦の状況

母子世帯については、生別世帯の割合が増加しており、就業状況は、臨時・パートの割合が減少し、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にある。養育費も大半が取得していない状況に変わりはない。その結果、家計について困っているとの回答が最も多くなっている。

このように、母子世帯については、特に、子育てと仕事の両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、それらの必要性が従来以上に高まっている。

寡婦については、健康面で困っているとの回答が最も多いことから、日常生活面の支援等が重要と思われる。

(2) 父子世帯の状況

父子世帯については、母子世帯に比べてその数は少ないものの増加しており、また、生別世帯の割合は依然として高い。

父子世帯は、母子世帯に比べて、持ち家率が高く、また、父子世帯となる以前からほとんどの者が就業しており、その大部分は常用雇用者であり、収入は母子世帯の約2倍となっている。

また、公的制度等を利用する者はわずかであり、母子世帯に比べて相談相手がいない者の割合が高い。

父子世帯については、近年は、家計面での困難があるとする者が増えているほか、母子家

庭に比べて子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えているとともに、就業面で困難を抱えている者もあり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である。

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭等については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県等(都道府県、指定都市及び中核市をいう。以下同じ。)並びに市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び福祉事務所を設置する町村(以下「市等」という。)が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

国は、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、母子家庭等及び寡婦施策に係る施策の普及・啓発、また、関係者の研修等を行う。さらに、都道府県が市等における母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、都道府県等や市等の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、都道府県や市町村に対する支援を行う。

都道府県等及び市等では、この基本方針に即して、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を策定すること等を通じて、地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦施策を実施することが必要である。また、母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等就業・自立支援事業等の自ら実施すべき施策を推進することが求められる。また、自ら母子家庭等及び寡婦施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策を検討し、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦への支援を行う。

都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市等における自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行うことが必要である。

市町村は、母子家庭等日常生活支援事業等の自ら実施すべき施策を推進するとともに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等及び寡婦に対し、相談に応じ、施策や取組について情報提供を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 就業支援の強化

母子家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るためには、その就業を支援し、就業により収入を安定的に確保することが重要である。特に母子家庭の母等については、より一層、その置かれた状況を的確に把握し、その状況等に対応した施策を充実させていく必要がある。これまで、母子家庭の母に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、公共職業訓練の実施、職業能力開発のための給付金、母子家庭の母の雇用を促進するための事業主に対する助成金等の施策を実施しており、今後は、こうした施策を更に拡充し、母子家庭の母等の自立と生活の向上を図っていく必要がある。

(3) 相談機能の強化

平成 15 年度に、母子相談員の名称を母子自立支援員に改めるとともに、配置が市等にまで拡大され、業務も職業能力の向上と求職活動に関する支援が追加されている。これにより、母子自立支援員は、母子家庭等及び寡婦の抱えている問題を把握し、母子寡婦福祉団体等と連携し、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭等及び寡婦に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担うことが求められる。また、地域における福祉の増進を図る児童委員においては、母子家庭等及び寡婦について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設及びサービスについて助言し、問題の解決に努めること等が重要である。

市等は、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うため、母子自立支援員を適正に配置するほか、その資質の向上のための機会を提供すること等により、相談機能の強化を図ることが必要である。

また、都道府県及び市町村は、平成 20 年 4 月から実施される児童扶養手当の一部支給停止措置に関連する手続について、プライバシーの保護に配慮しつつ、必要な情報の提供や相談等を行う必要がある。

さらに、都道府県等及び市等においては、母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等に関する相談等を行うことが求められる。

(4) 福祉と雇用の連携

母子家庭等及び寡婦の早期自立を図るためには、早期の段階における支援が重要である。こうした観点から、母子家庭等及び寡婦を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠である。そのため、国の労働部局と都道府県及び市町村、また、都道府県及び市町村の福祉部局と産業労働部局が緊密に連携することが求められる。

2. 実施する各施策の基本目標

母子家庭等及び寡婦の自立を図るためには、①子育てや生活の支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的かつ計画的に推進することが不可欠であり、これを積極的に推進する。これにより、母子家庭等及び寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

(1) 子育てや生活の支援策

母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるよう、保育所への優先入所、保育サービスの提供、公営住宅の積極的な活用の推進等、子育てや生活の面での支援体制の整備を促進する。

また、地域の相互扶助による子育てや生活の面での支援を推進する。

(2) 就業支援策

母子家庭等及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進する。

(3) 養育費の確保策

母子家庭等の児童が必ず養育費を取得できるよう、養育費支払についての社会的気運の醸成、養育費についての取決めの促進を図るなど、養育費確保面での支援体制の整備を促

進する。

(4) 経済的支援策

母子寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度を利用しやすくするために、制度について積極的に情報提供を実施するほか、母子家庭及び寡婦の実態等に対応した貸付金制度の整備及びその適正な実施、関係職員に対する研修の実施等により、経済面での支援体制の整備を促進する。

3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

(1) 国等が講ずべき措置

① 公共職業安定所における就業あっせん(公共職業訓練の受講あっせんも含む。)

ア 母子家庭の母等に対して、関係機関と連携し、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。また、マザーズハローワーク等においては、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の円滑な実施のため、母子家庭等就業・自立支援センターや市等の求めに応じて、必要な求人情報の積極的な提供を行う。

ウ 生活保護受給者等の就労・自立の促進

児童扶養手当又は生活保護を受給している母子家庭の母等に対して、公共職業安定所と福祉事務所が連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施する。

② 公共職業訓練の実施

公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施する。

③ 職業能力開発システム(ジョブ・カード制度)の推進

母子家庭の母等の職業能力形成機会に恵まれない者の安定雇用への移行を促進するため、ジョブカードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な者には座学と企業における実習を組み合わせ実践的な職業訓練の受講を推進する。

④ 特定求職者雇用開発助成金の活用

母子家庭の母等就職が困難な求職者を雇い入れる事業主に対する特定就職困難者雇用開発助成金について、事業主に対する周知を徹底するなどにより、その活用を推進する。

⑤ 試行雇用を通じた早期就職の促進

母子家庭の母等に実践的な能力を取得させるなどにより、早期就職を促進するための、短期の試行雇用を実施する。

⑥ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

⑦ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母等の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母等の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

⑧ 事業主に対する母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等の推進

事業主に対し、母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進する。

- ⑨ 都道府県及び市町村、企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例の周知
母子家庭の母等を積極的に雇用するなど、都道府県及び市町村や企業における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行う。
- ⑩ 母子自立支援プログラム策定等事業の支援
母子自立支援プログラム策定等事業がより多くの都道府県等及び市等で実施されるよう、母子家庭の母等の就業意欲の醸成や就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑪ 母子家庭等就業・自立支援事業の支援
母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を実施している都道府県等及び市等に対し、母子家庭の母等の就業促進につながる各種情報を提供する。
- ⑫ 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力
母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、国並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令(平成25年政令第3号)に定める独立行政法人及び特殊法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するように努める。
- ⑬ 再チャレンジ支援寄附金税制の周知
平成19年度から、認定地域再生計画に基づき、地域において母子家庭の母等の積極的な雇用に取り組む会社に対する寄附について、税制上の優遇措置を講じており、本制度の周知を図る。
- ⑭ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意
母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。
- ⑮ 母子家庭等に対する生活の場の整備
都市機構賃貸住宅について、母子家庭等に対する優先入居を推進する。また、民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、高齢者居住支援センターによる家賃保証サービスの活用を推進するとともに、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業を推進する。
- ⑯ 親の扶養義務の履行を確保するための施策の推進
養育費相談支援センターにおいて、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談に当たる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員等に対する研修の実施、パンフレット等による普及・啓発等を行う。このほか、親の扶養義務の履行確保のために必要な支援を行う。
- ⑰ 母子福祉資金貸付金の貸付条件に関する配慮
母子福祉資金貸付金の貸付条件について、母子家庭の母の就業の支援が促進されるように配慮をして定める。
- ⑱ 効果的な母子家庭等及び寡婦施策を展開するための実態把握・研究
母子家庭等及び寡婦施策を効果的に推進するために、母子家庭等及び寡婦の就業状況、収入状況、養育費の取得状況などの実態を把握し、更に効果的な支援策についてその研究・検討を進める。
- (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援

都道府県、市町村等が以下の措置を講ずるに際しては、国は、母子家庭等及び寡婦が必要なサービスを適切に受けられることができるよう母子自立支援員を含めた相談体制の整備、関係機関の連携を推進しながら、当該措置が効果的に実施されるよう必要な支援を講じていくものとする(実施主体について特に記載がない場合は都道府県及び市町村を指すものとする。また、対象について特に記載のない場合は、母子家庭を対象とするものとする。)

① 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所優先入所の推進等(実施主体:市町村 対象:母子家庭等)

(a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭等の優先的取扱いなど、母子家庭等の児童が保育所に優先的に入所することができるような取組を推進

(b) 延長、休日、夜間、病児・病後児保育や一時預かりを実施

(c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、家庭的保育事業やファミリー・サポート・センター事業を活用

イ 放課後児童クラブの優先的利用の推進(実施主体:市町村 対象:母子家庭等)

放課後児童クラブについても、その設置を推進するとともに、母子家庭等の児童が優先的に利用できるような取組を推進

ウ 母子生活支援施設の整備・機能の拡充

(a) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を設置

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち早期に自立が見込まれる者を対象に、地域社会の中の小規模な施設で、本体施設と十分な連携を図りながらその自立を重点的に支援する小規模分園型(サテライト型)の母子生活支援施設の設置を推進

また、公設民営方式による施設整備を推進するとともに、その場合であっても母子保護及び自立促進等の機能を十分に果たせるよう必要な体制を整備

(b) 母子生活支援施設への保育機能の付与(対象:母子家庭等)

母子生活支援施設の機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育機能(夜間・延長保育や入所待機の解消などのニーズにも対応)の充実を図り、地域の母子家庭等の子育てと仕事の両立を支援

エ 公営住宅の積極的活用の推進(優先入居の推進等)等

(a) 公営住宅の優先入居等

公営住宅の借上げ制度の活用を推進しつつ、母子家庭等に対する優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への入居の円滑化

民間賃貸住宅への母子家庭等の入居の円滑化を支援するため、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業の実施を推進

オ 身元保証人確保対策事業の実施

母子生活支援施設等を退所する母子家庭等が、身元保証人を得られず、住居を借りる際に困難となることがないように、身元保証人確保のための支援を推進

カ 母子家庭等日常生活支援事業の実施(対象:母子家庭等)

(a) 母子家庭等が母等の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭等の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の実施を推進

(b) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の

利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業を活用

- (c) 母子家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子寡婦福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

キ 子育て短期支援事業の実施(実施主体:市町村 対象:母子家庭等)

- (a) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業の実施を推進

- (b) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施

保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライトステイ事業の実施を推進

ク ひとり親家庭生活支援事業の実施(対象:母子家庭等)

母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活支援講習、土日・夜間電話相談、児童訪問援助(大学生等によるホームフレンド)、情報交換の場の提供、健康支援等、各種事業をメニュー化し、地域の実情に応じて選択するとともに、実効性の高い事業を実施

② 就業支援策

ア 母子自立支援プログラム策定等事業の実施(実施主体:都道府県等及び市等 対象:児童扶養手当受給者等)

- (a) 個々の母子家庭等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を実施。また、就業意欲を醸成するため、ボランティア活動等を行う就職準備支援コース事業を実施

- (b) 事業の実施に当たっては、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時、受給から5年経過した時等あらゆる機会をとらえ、対象者に対する事業の紹介に努める等、自立が見込まれる対象者のプログラム策定に着実につながるよう、効率的かつ効果的に実施

イ 母子家庭等就業・自立支援事業の実施(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等及び寡婦)

- (a) 就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談、就業支援講習会等、就業情報の提供、在宅就業の支援、母子自立支援員を始めとする就業支援関係者の研修等、一貫した就業支援サービスを提供したり、母子生活支援施設と連携を図りながら、母子家庭等及び寡婦の地域生活の支援や養育費の取決めを促進するための専門相談を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施

- (b) 就業支援講習会の実施

母子家庭の母及び寡婦の能力開発に資するため、就業支援講習会を実施

具体的には、

- ・ 就職に結びつく確率の高い内容の講習を重点的に実施
- ・ 求職活動や起業のノウハウについて講習を実施
- ・ 受講者のために託児サービスを提供
- ・ 講習会の実施に当たり、公共職業能力開発施設、女性就業援助センター等既存の施設を有効に活用
- ・ 無業者等が就業するに際して、必要に応じて職場体験を行う機会を提供

(c) 母子家庭の母等及び寡婦が身近な地域で支援を受けられるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同種の事業を地域の実情に応じ選択し実施する一般市等就業・自立支援事業を実施

(b) 都道府県等と市等は、十分な連携を図りながら母子家庭等就業・自立支援事業を実施。また、自ら事業を実施することのほか、母子寡婦福祉団体、NPO、社会福祉協議会等に全部又は一部を委託するなど既存の施設・人材等を積極的に活用

ウ より良い就業に向けた能力の開発

(a) 母子家庭自立支援給付金(自立支援教育訓練給付、母子家庭高等技能訓練促進費)の活用(実施主体:都道府県等及び市等)

- ・ 自立支援教育訓練給付

都道府県等及び市等は、その長が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給

- ・ 母子家庭高等技能訓練促進費

都道府県等及び市等は、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上修業する場合で、就業(育児)と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のための給付金及び入学金の負担軽減のための一時金を給付

(b) 技能習得期間中の技能習得資金及び生活資金の貸付け制度の活用(実施主体:都道府県等 対象:母子家庭及び寡婦)

公共職業能力開発施設等における技能習得を支援し、技能を習得している期間中の生活保障のため、適正な償還期間を設定の上、技能習得資金及び生活資金の無利子貸付けを活用

(c) 保育士資格の取得の促進(実施主体:都道府県及び指定都市)

- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を保育士養成施設における保育実習とする取扱い

- ・ 家庭的保育事業の補助員としての経験を受験に必要な実務経験に算入

エ 母子家庭等及び寡婦の状況に応じた就業あっせん(公共職業安定機関等との連携)(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等及び寡婦)

(a) 都道府県等及び市等は、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の手続を行う際等に、公共職業安定機関等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を実施

(b) 都道府県等及び市等は、公共職業安定機関等と連携し、地域における労働市場の状況に係る情報の提供等その支援を受けつつ、母子自立支援員等就業支援関係者に対する研修を実施

オ 公共職業訓練の実施(実施主体:都道府県)

都道府県は、公共職業安定機関等と連携し、母子家庭の母等を含めた求職者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、公共職業訓練を実施

カ 所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援

(a) 母子家庭の母及び寡婦に対する起業支援(実施主体:都道府県等 対象:母子家庭及び寡婦)

母子家庭の母や寡婦が共同して起業する場合において母子福祉資金貸付金等(事業開始資金)を貸付け

また、母子家庭の母及び寡婦の起業を支援するため、起業の方法、事業計画、資金計画、

労務管理等についてのセミナーを実施

(b) 公共的施設における雇入れの促進(対象:母子家庭等及び寡婦)

都道府県及び市町村が設置する公共的施設において、母子家庭等及び寡婦の雇入れを促進

(c) 母子寡婦福祉団体等への優先的な事業発注の推進(対象:母子寡婦福祉団体等)

売店の優先許可の普及や、都道府県や市町村の機関による清掃業務の委託等母子寡婦福祉団体等に対する優先的な事業発注を推進

キ 母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供

(a) 事業主や都道府県及び市町村の関係団体に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進

(b) 母子家庭の母等を積極的に雇用するなどの企業等における母子家庭の母等の雇用に関する好事例について、情報を収集し、その提供を行うとともに、その企業等の公表や表彰等を実施

ク 母子寡婦福祉団体、NPO 等に対する支援

(a) 職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体等への支援(対象:母子寡婦福祉団体等)

職業紹介事業を行う母子寡婦福祉団体や NPO 等に対し、公共職業安定所や福祉人材センターと連携しつつ求人情報の提供等を実施

(b) 母子寡婦福祉団体が行う事業に対する支援(実施主体:都道府県 対象:母子寡婦福祉団体)

母子寡婦福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業(社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業、信用保証業等)を行う場合に母子福祉資金貸付金制度を活用

(c) 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等母子家庭の母等の福祉の増進を主たる目的とする団体が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方公共団体及び地方独立行政法人が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から購入するように努めること

ケ 母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意

③ 養育費の確保策

ア 広報・啓発活動の推進

母子寡婦福祉団体、NPO 等の関係団体と連携して、養育費の支払に関する広報・啓発活動を推進

イ 相談体制の拡充

(a) 養育費に関する専門知識を有する相談員の配置(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等)

養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供のほか、母子家庭等への講習会などを実施するため、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置

(b) 特別相談事業の拡充(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等)

特別相談事業としての法律相談について、実施回数を増やすなど、その事業を充実

(c) 母子自立支援員や婦人相談員等に対する養育費に関する研修の実施

母子自立支援員、婦人相談員、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員に対し、養育費の取得手続等養育費に関する研修を実施

(d) 母子寡婦福祉団体、NPO 等への支援(対象:母子家庭等)

母子家庭等に対して、養育費相談や情報提供活動を実施する母子寡婦福祉団体やNPO 等に対し、情報提供等の支援を実施

ウ 情報提供(対象:母子家庭等)

母子家庭等に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政(児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等)や関係団体による情報提供活動を推進

④ 経済的支援策

ア 母子寡婦福祉貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施(実施主体:都道府県 対象:母子家庭及び寡婦)

母子家庭や寡婦に対して、母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施

イ 児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施(実施主体:都道府県及び市町村 対象:母子家庭等)

母子家庭の母等に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施

ウ 児童扶養手当窓口における相談及び情報提供等適切な自立支援の実施(実施主体:都道府県等及び市等 対象:母子家庭等)

児童扶養手当窓口において、母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、母子家庭の母等に対する適切な自立支援を実施

(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

毎年一回、母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表する。

(4) 基本方針の評価と見直し

① 基本方針の見直しに当たっては、見直し前に、基本方針に定めた施策の評価を行う。

この評価は、第 1 に掲げた母子家庭等及び寡婦の動向に関して調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 基本方針の見直し

①の評価により得られた結果は、基本方針の見直しに際して参考にする。

(5) 関係者等からの意見聴取

基本方針の見直しに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO、都道府県や市町村、母子生活支援施設関係者など、母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を聴取するとともに、パブリックコメントを求める。

(6) その他

① 母子家庭等及び寡婦施策を実施するに当たっては、母子寡婦福祉団体、NPO その他関係団体に対し適切な支援を行うとともに、これら関係団体、児童委員及び施策に関係する部局とも十分な連携を図りつつ実施する。

- ② 効果的な母子家庭等及び寡婦施策の在り方について研究・検討を行う。
- ③ 母子家庭等及び寡婦施策に従事する職員により母子家庭等及び寡婦を巡る状況の理解、母子家庭等及び寡婦施策の習熟及びプライバシーへの十分な配慮が促進されるよう、職員の資質向上のための研修等を実施する。

第3 都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

都道府県等及び市等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する場合には、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。

1. 手続についての指針

(1) 計画の期間

母子家庭及び寡婦自立促進計画(以下「計画」という。)の運営期間は、5年間とする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 計画策定前の手続

① 調査・問題点の把握

計画を策定するに当たっては、まず、次の事項について調査し、活用可能な既存のデータ等を基に評価・分析し、当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点を把握する。

- ア 母子家庭等及び寡婦の数(離死別や未婚等の原因ごとの数)
- イ 母子家庭等における子どもの状況(人数、性別、年齢、就学状況等)
- ウ 平均年間所得(就業形態ごと就業種別ごとの額)
- エ 就業率(就業形態ごと、就業種別ごとの率)
- オ 母子家庭等の養育費の取決め率、取得率及び平均額
- カ 母子家庭等及び寡婦の住居の状況
- キ 母子家庭等のうち、その児童が保育所への入所を待機している世帯数
- ク 当該地域の公共的施設における母子家庭の雇用状況
- ケ その他当該地域の母子家庭等及び寡婦の自立促進にとって重要な数値

② 基本目標

①の調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

計画の策定に当たっては、当該地域の母子寡婦福祉団体、NPO、母子生活支援施設職員等母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 基本計画の評価と次期計画の策定

① 評価

計画の運営期間の満了前に、計画に定めた施策について評価を行う。

この評価は、(2)①の調査項目について調査を実施するほか、関係者の意見を聴取すること等により実施する。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は、公表する。

③ 次の計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の計画を策定するに際して参考にする。

2. 計画に盛り込むべき施策についての指針

(1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項としては、1. (2)①で把握した問題点を記載する。

(2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項としては、第2の1. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等において今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性を記載する。

さらに、第2の2. を参考にしつつ、当該都道府県等及び市等が計画に基づいて実施する各施策の基本目標を記載する。

(3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

①子育て支援、生活の場の整備、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策、⑤その他の各項目について、(1)に記載した問題点を解消するために必要な施策として、次のものを記載する。

① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー

第2の3. (2)に掲げられた施策のうち、当該都道府県等及び市等において実施する施策

② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

第2の3. (2)に記載されていない施策であって、当該都道府県等及び市等が独自で実施する施策

改正文（平成二二年七月三〇日厚生労働省告示第三一〇号）抄

平成二十二年八月一日から適用する。

改正文（平成二五年三月一日厚生労働省告示第三一号）抄

平成二十五年三月一日から適用する。